

徳島県立文学書道館の管理運営に関する基本協定書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、徳島県立文学書道館（以下「本件施設」という。）の管理運営にあたり、次のとおり協定を締結する。

第 1 章 総 則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本件施設の管理運営（以下「管理運営」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、本件施設の利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって本県文化の振興を図ることにある。

（公共性の尊重）

第 3 条 乙は、本件施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

（本件施設）

第 6 条 本件施設は、施設と備品からなるものとし、本件施設の内容は別紙 2 のとおりとする。

（協定期間）

第 7 条 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(指定管理料)

第8条 管理運営業務に係る指定管理料の額は、次表のとおりとする。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理料の額 (うち消費税及び地方消費税の額)	175,791,328円 (15,981,029円)	175,791,328円 (15,981,029円)	175,791,328円 (15,981,029円)

	令和11年度	令和12年度	総額
指定管理料の額 (うち消費税及び地方消費税の額)	175,791,328円 (15,981,029円)	175,791,328円 (15,981,029円)	878,956,640円 (79,905,145円)

(募集要項等の誤びゅう又は内容変更)

第9条 募集要項等の誤びゅう又は甲によるそれらの内容の変更に起因して乙において費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は、甲が負担するものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第2章 管理運営の範囲と実施条件

(管理運営業務の内容)

第10条 管理運営業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成14年徳島県条例第14号。以下「条例」という。）第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 本件施設の維持管理（甲が指定する補修等を除く。）に関する業務
- (3) 条例第7条に規定する使用の許可に関する業務
- (4) 条例第10条第1項の観覧料及び同条第2項の使用料の徴収に関する業務
- (5) その他本件施設の管理に関し、甲が必要と認める業務

(本件施設の使用)

第11条 甲は、管理運営業務を遂行するため、本件施設を無償で乙に使用させるものとし、乙は、甲の指示に従い本件施設を適正に管理するものとする。

(管理運営の義務)

第12条 乙は、管理運営業務に当たっては、本協定、年度協定、条例及び徳島県立文学書道館管理規則（平成14年徳島県規則第72号。以下「規則」という。）その他関係法令のほか、募集要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 本協定、募集要項等及び申請書類の間に矛盾又はそごがある場合は、本協定、募集要項等、申請書類の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請書類において要求水準書を上回る内容が提案されている場合は、申請書類に示された内容によるものとする。

（管理運営業務計画書の作成及び提出）

- 第13条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、甲との協議により管理運営業務計画書を作成の上、甲に提出して甲の承認を得なければならない。
- 2 甲及び乙は、管理運営業務計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（管理運営業務体制の整備）

- 第14条 乙は、管理運営業務を円滑かつ適正に履行するため、管理運営に係る責任者を配置するものとする。
- 2 甲は、前項の責任者や管理運営業務に従事する者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し、交替を請求することができる。
 - 3 乙は、管理運営業務開始予定日までに、管理運営業務に必要な人員を確保し、かつ、管理運営業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。
 - 4 乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、募集要項等に従って管理運営することが可能となった段階で、甲に報告するものとする。
 - 5 甲は、必要と認める場合には、管理運営業務開始予定日に先立ち、乙に対して管理運営業務の引継ぎ等の実施を要請することができるものとする。
 - 6 乙は、甲から前項に規定する管理運営業務の引継ぎ等の実施の要請を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその要請に応じなければならない。
 - 7 乙は、必要と認める場合には、管理運営業務開始予定日に先立ち、甲に対して本件施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 8 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（甲による管理運営業務体制確認）

- 第15条 甲は、本件施設の引渡しに先立ち、第13条に定める管理運営業務計画書等との整合性の確認のため、管理運営業務体制の確認を行い、管理運営業務体制が整っていることを確認した場合には、乙に対し、管理運営業務体制の完了確認通知書を交付するものとする。
- 2 乙は、甲の管理運営業務体制の完了確認通知書を受領しなければ、管理運営業務を開始することはできないものとする。

- 3 甲による管理運営業務体制の完了確認通知書の交付を理由として、甲は管理運営業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。

（管理運営期間中の第三者の使用）

- 第16条 乙は、事前に甲の書面による承諾を受けた場合を除き、管理運営業務の一部を第三者（以下、「管理運営受託者」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 第三者使用における相手先業者の選定については、入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、一者随意契約を行う際には業者選定理由を示し、業者選定手続きの適正化と透明性の向上に努めるものとする。
- 3 甲は、必要と認めた場合には、随時、乙から管理運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。
- 4 管理運営受託者の使用は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理運営受託者等の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（許認可の申請及び届出等）

- 第17条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、乙が自らの責任と費用負担において申請及び取得し、また、必要な一切の届出についても乙が自らの責任と費用負担において提出するものとする。ただし、甲が申請及び取得すべき許認可及び甲が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力するものとする。
- 3 乙は、甲からの要請がある場合は、必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力するものとする。
- 4 乙は、許認可等の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担するものとする。ただし、当該遅延が甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用を負担するものとする。
- 5 前項ただし書の規定により、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（本件施設の管理運営に伴う近隣対策）

- 第18条 乙は、自らの責任と費用負担において、管理運営業務を実行するに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
- 2 前項に規定する当該近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。この場合において、甲は、当該近隣対策の実施につ

いて、乙に対し協力するものとする。

- 3 甲は、甲が本協定、募集要項等において乙に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因し、管理運営業務に係る増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。
- 4 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因する本件施設の管理運営業務に係る増加費用については、乙が負担するものとする。

(独立会計制及び管理運営経費の負担)

- 第19条 乙は、自らの責任と費用負担において、管理運営業務を行うものとし、本件施設の管理運営業務に関する収支を、乙の他の事業による収支と切り離して独立会計制による会計として管理しなければならないものとする。
- 2 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して管理運営業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担するものとする。この場合において、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 法令変更により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は、別紙4に従うものとする。
 - 4 不可抗力により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は、別紙5に従うものとする。
 - 5 本協定に特段の定めがない限り、管理運営業務に係る費用が増加した場合は、乙が当該増加費用を負担するものとする。
 - 6 甲は、本件施設に係る火災保険に加入するものとする。

(指定管理料の支払)

- 第20条 甲は、管理運営業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。
- 2 指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
 - 3 指定管理料の支払は、各年度ごとに甲乙協議の上、作成する支払計画表に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(指定管理料の変更)

- 第21条 甲又は乙は、別紙3に定めるもののほか、指定期間中に乙が本件施設の管理運営業務に関して提供するサービスの水準、賃金水準又は物価水準の変動若しくは税法の改正による消費税等の税率の変更等により、第8条に規定する指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 4 指定管理料の変更の可否や変更金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 5 甲は、別紙3に定める業務不履行時の手続に基づき、違約金徴収措置を講じる場合は、違約金相当額を指定管理料から減額することができる。

（観覧料及び使用料の徴収及び払込み）

第22条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、甲と締結する使用料徴収事務委託契約に基づき、観覧料及び使用料を徴収し、甲に払い込むものとする。

（休館日及び供用時間）

第23条 乙は、条例第5条に規定する休館日又は条例第6条に規定する供用時間を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（利用に関する許可の基準）

第24条 乙は、本件施設の管理上支障があると認めるときは、条例第8条及び条例第9条の規定に基づき、その利用を制限し、若しくは利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 2 乙は、身体障がい者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいい、同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を同伴することを拒んではならない。
- 3 乙は、前二項に定める利用に関する許可の結果、使用者等より不服の申立てがあった場合、速やかに甲に対してその内容その他必要事項を通知するものとし、甲は、不服申立てに関する決定を行うものとする。

（本件施設の修繕）

第25条 乙は、指定期間中の本件施設に係る、大規模修繕を除く1件につき100万円未満（消費税額及び地方消費税額を含む。）の修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、甲乙協議の上、実施者を決定することができる。

- 2 乙が、自己の費用と責任において、本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承認を得なければならない。
- 3 乙が実施する修繕の相手先業者の選定については、入札や相見積もりを行うなど競争を付すものとし、一者随意契約を行う際には業者選定理由を示し、業者選定手続きの適正化と透明性の向上に努めるものとする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕を行った場合は、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。この場合において、甲が増加費用を負担する場合の支払

条件等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 5 甲は、指定管理期間中の本件施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、自己の費用と責任において実施するものとする。
- 6 法令変更又は不可抗力により本件施設の修繕を行った場合においては、別紙4又は別紙5の規定に従うものとする。この場合において、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事業報告書等の提出）

- 第26条 乙は、本件施設の月次報告書等を毎月作成し、翌月10日までに、甲に提出するものとする。この場合において、書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。
- 2 乙は、各年度の終了後30日以内に、次の各号に示す事項を正確に記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。
 - （1）管理運営の実施状況に関する事項
 - （2）本件施設の利用状況に関する事項
 - （3）使用料収入及び自主事業収入の実績並びに管理運営経費等の収支の状況
 - （4）文化事業の実施状況に関する事項
 - （5）セルフモニタリング実施に関する事項
 - （6）その他甲が指示する事項
 - 3 乙は、甲が第38条から第41条までの規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、その日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、提出するものとする。

（甲による説明要求及び立会い）

- 第27条 甲は、乙に対し、指定期間中、管理運営業務について、随時その説明を求め、また、本件施設において管理運営状況を自ら立会いの上、確認することができるものとする。
- 2 乙は、前項に規定する管理運営状況その他についての説明及び甲による確認の実施について、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。
 - 3 前二項に規定する説明又は確認の結果、管理運営状況が、管理運営業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合は、甲は乙から事前に意見を聴取した上で、期限を定めてその是正を勧告するものとする。この場合において、乙は、甲に対して当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。
 - 4 甲は、必要に応じて、本件施設について利用者等への実地調査を行うものとする。
 - 5 甲は、説明要求、説明の実施及び立会いの実施を理由として、本件施設の管理運営業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

（モニタリングの実施）

- 第28条 甲は、管理運営業務に関して乙が提供するサービスが、要求水準書及び乙が申請する事業計画書に記載された水準（以下「管理運営サービス水準」という。）を達成していることを確認するため、甲乙協議の上、甲が定める方法に従いモニタリングを行うものとする（以下、本条に基づくモニタリングを総称して「本件モニタリング」という。）。
2 甲は、本件モニタリングの結果、管理運営業務について、管理運営サービス水準を満たしていないことが判明した場合（以下、「業務不履行」と総称する。）の手續は別紙3のとおりとする。

（アンケート調査）

- 第29条 乙は、施設設置の効果的・効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、施設設置の効果、管理運営状況を客観的に検証するため、来館者に限らずアンケートを実施するなど、甲と連携して幅広く県民の意見を収集し、可能な事項については、業務に反映するものとする。

（セルフモニタリングの実施）

- 第30条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施すること。
2 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、「セルフモニタリング実施計画書」を作成の上、その計画書を第13条の管理運営業務計画書とともに甲に提出して甲の承認を得なければならない。
3 乙は、セルフモニタリング実施計画書を変更しようとするときは、甲乙協議し、甲の承認の上、決定するものとする。
4 乙は、毎月セルフモニタリングの結果を分析するとともに自己評価を行い、その報告書を第26条の月次報告書等とともに甲に提出しなければならない。
5 書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

（事業評価）

- 第31条 乙は、年度末に当該年度の管理運営業務について甲とともに検証し、その結果を踏まえ、翌年度の管理運営業務に反映させること。また、乙は、年度末の検証に限らず、セルフモニタリングの結果を定期的に検証し、業務の改善を図ること。

（事故報告）

- 第32条 乙は、本件施設内で事故が生じたときは、速やかに事故報告書を甲に提出しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

- 第33条 乙が管理運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、甲又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者又は乙に生じたものについては、甲が負担するものとする。
- 2 本協定の締結後、甲が新たに指示した条件に従った結果、第三者に損害が発生した場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙に起因する事由に基づき、甲が条件を指示した場合を除くものとする。
- 3 乙は、前二項に定める損害賠償に備えるために、本件施設の指定期間中は、1事故当たり10億円、1名当たり3億円を保険金の限度額とする賠償責任保険に加入するものとする。ただし、当該保険料に、施設のかしに係る賠償責任保険が含まれている場合は、乙は、受領した保険金を、発生した施設のかしに係る損害の賠償に充てるものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合を除き、管理運営業務に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、当該損害（前項に規定される保険の受取額により補填される部分を除く。）のうち100分の1までのものを乙が負担するものとし、これを超える当該損害については、甲が負担するものとする。ただし、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る第三者の損害額が20万円に満たないときには、当該損害は生じなかったものとみなす。
- 5 前項本文に規定する場合においては、必要に応じて、甲及び乙は、当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

（本件施設の損傷等）

- 第34条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件施設の損傷等の防止に努めるものとする。
- 2 乙は、本件施設が損傷し、又は滅失したときは、速やかに施設の損傷等報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、故意又は過失により本件施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。
- 4 乙の責めによらない事故、火災等による本件施設の損傷は、甲の責任と費用負担においてこれを修復するものとする。ただし、修復に著しく多額の費用又は期間を要する場合は、この限りではない。
- 5 本件施設を第三者が損傷した場合は、乙がその責めを負うものとする。ただし、甲が第19条第6項に規定する火災保険の保険金を受け取った場合には、当該受取額を控除するものとする。
- 6 甲が、施設を損傷した第三者に対する損害の賠償責任を免除した場合は、甲は、自らの責任と費用により修復するものとする。

（目的外使用）

第35条 乙は、原則として条例第2条に規定する業務の遂行のためにのみ、本件施設を使用しなければならない。ただし、乙は、利用者の利便性を高める場合にあっては、あらかじめ書面による甲の許可を得て、目的以外で使用するができるものとする。

（情報管理）

第36条 乙又は管理運営業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この場合において、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定が取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 乙は、本協定の履行に当たっての個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 乙が故意又は過失により、前二項の規定に反したときは、乙は、それにより生じた損害を賠償しなければならない。

（危機管理）

第37条 乙は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、マニュアルを作成し、管理運営業務に従事する者を指導しなければならない。

2 乙は、次の各号に該当する場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（1）災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

（2）災害その他の事故により、本件施設に係る甲の財産が毀損滅失したとき。

（3）本件施設の利用を中止する必要が生じたとき。

（4）その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

（宣伝広告）

第38条 乙は、乙の責任と負担において本件施設の宣伝広告を行うものとする。ただし、事前に宣伝広告内容について甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の宣伝広告内容が公的施設である本件施設の性格上、不適切と認めるときは、その修正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。ただし、甲は、当該修正を求めたこと又は求めうることを理由として、乙の宣伝広告内容について何らの責任を負担するものではない。

3 甲は、本件施設の宣伝広告について、甲の広報紙に掲載する等の協力を行うことができるものとする。

（備品の扱い）

- 第39条 乙は、指定期間中、善良な管理者の注意をもって別紙2に記載する備品（以下「県有備品」という。）を維持管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。
- 2 乙は、県有備品を管理運営業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。
- 3 県有備品が、経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該県有備品を購入又は調達するものとする。ただし、1件20万円以下の県有備品の更新については、修繕費として乙が負担するものとし、この場合において、更新した当該県有備品は、甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償し、又は自己の費用で当該県有備品と同等の機能及び価値を有する備品を購入又は調達しなければならない。この場合において、当該備品は、甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、乙の任意により、県有備品以外の備品を購入又は調達し、管理運営業務の用に供することができることとし、この場合において、当該備品は、乙に帰属するものとする。
- 6 乙は、第3項及び第4項の規定に基づき、甲に帰属する備品を購入又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

第3章 協定の終了

（乙の業務不履行等による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部停止）

- 第40条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、指定管理者としての指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- （1）法令又は本協定に違反したとき。
- （2）本協定上の業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- （3）管理運営業務の全部又は一部を履行しないとき。
- （4）破産申立て、会社更生手続、民事再生手続、会社整理手続、特別清算手続その他の倒産法制上の手続についての申立てがなされ、又は、乙の取締役会でその申立てを決議したとき。
- （5）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）となったとき。
- （6）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体となったとき。
- （7）乙の役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体となったとき。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

(8) 甲に対し、虚偽の報告を行ったとき。

(9) 指定の解除を申し出たとき。

(10) その他甲の正当な指示に従わないとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、客観的に見て、乙が本協定に違反し、その違反により指定管理者の指定の意義を達することができないと甲が認めたとき。ただし、管理運営サービス水準を満たしていない場合の指定の取消しの手続は、別紙3に従うものとする。

2 前項の規定により、甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じて、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により、甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じた場合は、乙は、甲が被った損害を賠償しなければならない。

(甲による任意解除)

第41条 甲は、乙に対して、解除しようとする日の90日以上前に通知を行うことにより、特段の事由なく本協定を解除することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対して、当該解除により、乙が被った損害を賠償するものとする。

(法令変更による協定の解除)

第42条 本協定の締結後における法令変更により、甲が管理運営業務の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、甲は、乙と協議の上、本協定の全部もしくは一部を解除することができるものとする。ただし、乙が既に以降の管理運営業務に着手するための投資を開始している場合は、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び管理運営業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用を甲が支払った場合は、当該投資に係る物件（清掃用具、資材等を含むがこれに限らない。）の所有権は、甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡すものとする。

（不可抗力による協定の解除）

第43条 不可抗力が生じた日から30日以内に本協定の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合は、甲は、乙に通知した上で、本協定の全部を解除することができるものとする。ただし、乙が既に以降の管理運営業務に着手するための投資を開始している場合は、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び管理運営業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用を甲が支払った場合は、当該投資に係る物件（清掃用具、資材等を含むがこれに限らない。）の所有権は、甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡すものとする。

（本件施設の管理運営業務の終了に伴う原状回復等）

第44条 乙は、協定期間の満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営を終了したときは、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を撤去した上で、甲に対し、本件施設を直ちに明け渡すものとする。ただし、甲の請求により、甲と乙は、本件施設の明渡し方法について協議できるものとする。

2 前項の場合において、乙が相当期間内に本件施設を明け渡さないときは、甲は、乙に代わって、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を処分し、その他の適当な処置を行うことができるものとする。この場合において、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲が処置に要した合理的な費用を負担するものとする。

3 本件施設の管理運営業務の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、乙が負担するものとする。

（業務の引継ぎ等）

第45条 乙は、本協定の終了に際し、その終了事由のいかんにかかわらず、甲又は甲が指定する者に対し、本件施設を管理運営するために必要な資料を引き渡すなど、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本件施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

第4章 その他

（情報公開等）

第46条 乙は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第28条の2の規定に基づき、本件施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

2 乙は、管理運営のために作成及び取得した文書のうち前条第1項の規定により、甲又は甲の指定する者に引き継いだ文書を除く文書を、指定期間の満了又は指定の取消しにより、本件施設の管理運営業務の終了した後5年間保管しなければならない。

（規程の制定等）

第47条 乙は、管理業務の処理について規程を定めることができる。

2 乙は、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

3 乙は、前二項の規定により、規程を制定し、又はこれを改廃するときは、甲の承認を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第48条 乙は、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

（管理運営業務の範囲外の業務）

第49条 乙は、本件施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用と責任において、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施要件等を定めることができるものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第50条 本協定に基づく通知、報告、承認等は、原則として相手方に対する書面をもって行わなければならない。この場合において、当該書面は、本協定に記載された当事者の名称及び所在地あてに送付するものとする。

（管轄裁判所）

第51条 本協定に関する紛争は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第52条 本協定に関して疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙

別紙 1（第 5 条関係） 用語の定義

- （１）「募集要項等」とは、本事業に関し、令和 7 年 7 月 29 日に公表された「徳島県立文学書道館指定管理者募集要項」及び同募集要項に添付された要求水準書、様式集等の一切の書類をいう。
- （２）「申請書類」とは、本件施設の指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業計画書その他本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- （３）「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- （４）「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- （５）「大規模修繕」とは、次の各号のいずれかに該当する大規模な修繕をいうものとし、機能を維持するために行う経常的な修繕は、大規模修繕から除き、管理運営業務に含めるものとする。ただし、甲が機能向上のために行う場合は、大規模修繕として甲が行うものとする。
 - ア 本件施設の機能を変更することを目的とする修繕
 - イ 本件施設の耐用年数を著しく延長することとなる修繕
- （６）「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令若しくは通達、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置をいう。
- （７）「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。

別紙 2（第 6 条関係） 本件施設の内容

（1）建築物及び工作物等

名 称	徳島県立文学書道館
所 在 地	徳島県徳島市中前川町 2 丁目 2 2 - 1
開 館 日	平成 1 4 年 1 0 月 2 6 日
施設規模	敷地面積 4, 6 3 2 . 2 7 m ²
	建築面積 2, 1 5 8 . 1 3 m ²
	延床面積 4, 1 9 5 . 0 0 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 3 階建て
主要施設	文学常設展示室、書道常設展示室、瀬戸内寂聴記念室、収蔵展示室、特別展示室、ギャラリー、講座室、実習室、図書閲覧室など

（2）備品

「徳島県立文学書道館管理運営業務要求水準書」記載のとおり。

別紙 3（第 21 条及び第 28 条関係） 業務不履行時の手続

1 本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合

本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合とは、次に示す（１）又は（２）の状態と同等の事態をいう。

- （１） 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
- （２） 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合

管理運営状況が前記（１）又は（２）の状態となる基準は、次のとおりとする。

- （１）施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合の例
 - ア 管理運営業務の故意による放棄
 - イ 故意に甲との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等）
 - ウ 管理運営業務開始までに甲と乙が協議の上、具体的に定める事項についての甲からの指導又は指示に従わない等
 - エ 定期点検の未実施
 - オ 故障等（要求水準に示す機能を果たさない。）の放置
 - カ 不衛生状態の放置
 - キ 災害時の未稼動（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生）
 - ク 安全措置の不備による人身事故の発生
- （２）施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合の例
 - ア 管理運営業務の怠慢
 - イ 施設利用者等への対応不適切
 - ウ 業務報告の不備
 - エ 関係者への連絡不備
 - オ 保全上必要な修理等の未実施

2 管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合の措置

甲は、本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていないと判断した場合は、次に示す対応をとるものとする。

- （１）甲は乙に改善措置をとることを通告し、乙に、改善計画書の提出を求める。
- （２）甲及び乙から構成される関係者協議会において、改善計画書の妥当性を検討する。
- （３）甲は、改善計画書に従った業務の改善が認められるか判断する。

(4) 甲は、改善計画書に従った業務の改善が認められないと判断した場合は、以下に定める算式により、当該年度に係る違約金相当額を算出し、当該年度の指定管理料から減額するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない事由による場合は、その手続は実行しないものとする。

ア 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
違約金相当額

＝指定管理料（年額）÷年間営業日×1×（ペナルティー発生回数＋1）
×重大な支障が生じた日から支障が解消される前日までの日数

イ 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合
違約金相当額

＝指定管理料（年額）÷年間営業日×0.5×（ペナルティー発生回数＋1）
×利便性を欠くこととなった日から利便性が回復される前日までの日数

(5) 甲は、上記（1）から（4）までを経てもなお、業務の改善が認められないと判断した場合又は同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由の発生があった場合は、本協定書第40条第1項の規定に基づき、乙の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

別紙 4（第 19 条及び第 25 条関係） 法令変更による増加費用及び損害の負担

（1）法令の変更により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については、乙が負担するものとする。ただし、甲が負担する場合において、1 回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が 20 万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は、生じなかったものとみなす。

ア 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更

イ 消費税に関する法令変更

ウ 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

（2）法人に関する事業税について外形標準課税（現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。）が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。

別紙 5（第 19 条及び第 25 条関係） 不可抗力による増加費用及び損害の負担

- （1）不可抗力により乙に生じた増加費用及び損害（逸失利益を除く。）については、1 事業年度における発生案件ごとに、1 年間の管理運営業務に係る利用料金収入実績相当額（初年度については、提案書記載の使用料収入見込みの金額とする。）の 100 分の 1 までは乙の負担とし、それを超える部分については甲が負担するものとする。
- （2）乙が不可抗力により保険金を受領した場合においては、当該保険金相当額は、増加費用及び損害の額から控除するものとする。
- （3）甲が負担する場合において、1 回の不可抗力に係る増加費用及び損害の額が 20 万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

別紙6（第36条関係） 個人情報取扱特記事項

次の特記事項中の甲は、徳島県を、乙は、指定管理者を示す。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（委託の禁止）

第7 乙は、この協定による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(個人情報の開示等)

第9 乙は、この協定による事務を行うために保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示等を求められたときに対応できるよう、個人情報の開示等に関する規程等を設けなければならない。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第12 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。